

## 資料紹介

# 長春市第四十六団第九十一大隊第一中隊遣送関係資料

吉 葉 愛

今回紹介する資料は森田行光氏（以下敬称略）が中国から引揚げるまでの一連の資料群である。これらは平成二十九年（二〇一七）に行光の四男の浦田行雄から寄贈を受けた、引揚証明書や遣送人名簿など計三十六点の資料である。

森田行光は大正二年（一九一三）に富山県東礪波郡の森田桑太郎の次男として生まれた。戦前は加越鉄道会社に勤務し、昭和十年（一九三五）頃満洲（現・中国東北部）へ渡り満洲国警察官として任務にあたった。現地で見護婦をしていた石川ヒサと結婚し、十五年には長男の元光が生まれ、その後次男の公光・三男の泰頭が誕生するも二人とも幼少期に亡くなってしまふ。終戦後、行光は満洲にいる日本人の遣送業務の引き継ぎをして佐世保に引揚げることとなるが、日本までの過酷な引揚げ環境下を考慮し、満洲での前職である警察官の身分を隠し、小山泰頭という名で僧侶の格好をして引揚げた。泰頭の名は、満洲で亡くなった三男の名から取られたものである。森田家の引揚げ行程は、葫蘆島を出発し佐世保港に上陸、郷里の富山県にたどり着いた。以下、四男の行雄から寄贈を受けた一連の資料から、行光が行った遣送業務の内容の一端と、引揚げの一例を追っていきたい。

昭和二十年八月十五日の終戦以降、行光は新京特別市（九月一日以降は長春市に改称）にとどまり日本人の遣送業務に従事することとなった。残された資料の「終戦後引き続き外地に残留を余儀なくされたことの申立書」によると、二十年八月十五日から翌年八月二十八日まで現地に留まっており、その理由としては以下のように記されている。

昭和二十年八月十七日中国公安局に事務引継と同時に日本人居留民会を組織し居留民保護厚生部及引揚事務部に勤務 引揚事務解消遣送隊長として引揚げた

このように行光は、主に日本人引揚者の事務処理業務に従事し、二十一年八月二十八日以降に遣送隊長として長春を出発したことが分かる。

終戦時、海外には軍人約三三万四千人、民間人約三〇三万六千人、合わせて約六六〇万人以上の日本人が残されていた。二十年九月二日、GHQ（連合国軍最高司令官総司令部）最高司令官ダグラス・マッカーサーによる「日本政府宛一般命令第一号」の指令により、軍人・軍属・一般民間人を含めた海外に住む日本人は各外国軍の支配下に入る事となる。

海外に居住していた日本人のうち、約四一％(約二七二万人)を占めていたのが満洲、北緯三八度以北の朝鮮、樺太および千島列島であった。<sup>(2)</sup>

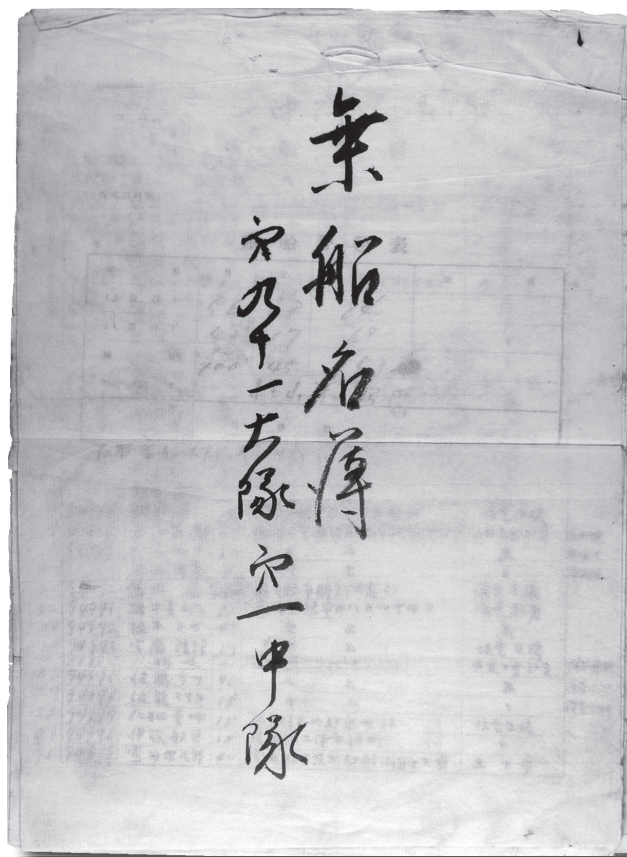
特に満洲においては、ソ連軍の占領下という軍事・政治的事情が、引揚げの開始を遅らせる結果となった。ソ連軍は満洲の主要都市を占領して軍政を敷いていたものの、日本人の引揚げに無関心であったため、具体的な引揚げの方針などが示されることもなく、終戦の年が過ぎていった。ようやく満洲からの引揚げが開始されたのが二十一年五月に入ってからであった。この二十一年五月から十月の五ヶ月間の第一期の引揚げは、百万遣送と呼ばれ、満洲に住む日本人のほぼ半数の一〇一万二千人がこの期間に送り出されている。<sup>(3)</sup>

行光が昭和二十年八月から勤務していた日本人居留民会は、終戦直後の瀋陽で日本人の互助救済団体として誕生した組織である。二十一年四月以降、国民政府軍が瀋陽に進駐し始めると、中国側の日本人遣送業務機関として日僑俘管理処が設立され、日本人居留民会はその管轄下の組織として瀋陽市日僑善後連絡総処に改組されている。<sup>(4)</sup> ようやく、二十一年の八月末頃に行光は中国公安局への引揚事務を終わらせて、长春市第四十六団第九十一大隊第一中隊の隊長として引揚げることになった。

一般的に遣送部隊は、一、五〇〇名で一個大隊とし、三〇〇名で一個中隊、五〇名で一個小隊、一大隊は五中隊、一個中隊は六小隊として編成されていた。それぞれの大隊への所属は居住区を基本に分けられ、

表 1 乗船分類表

年 齢	男	女	計
12 歳以上	56	28	84
11 歳以下	52	17	69
総 計	108	45	153



資料 1 『乗船名簿』 表紙

各小・中隊の指揮者は各居住地域からの推挙で決定された。<sup>(5)</sup>

行光が指導者となった第一中隊については、行光が手書きで記した长春市第四十六団第九十一大隊第一中隊の「乗船名簿」(資料 1)が残されており、最初の頁に記載されている「乗船分類表」(表 1)には乗船人員の割合が上記の通りに記されていた。

遣送業務にあたっては、行光が使用した二種類の便覧が残されている。一冊目は、日僑俘管理処監修、長春日僑善後連絡総処校閲、東北行宮(中国の国民党の東北行政機関)日僑俘管理処東北導報長春分社が昭和二十一年七月に発行した『遣送便覧』である。この便覧は長春地域に住んでいた世帯に配布されたもので、引揚げにあたっての事務的な手引き書であ

る。四八頁あるこの便覧の作成にあたっては、次のように説明している。

長春地区の遣送は去る七月八日より開始されました。終戦以来夢にまで見た祖国日本への帰還が、中国当局を始め連合国の好意により実現を見たのであつて、私ども日僑はよく自己の立場を認識し、祖国への長い旅路をつゝがなく一糸乱れぬ統制の下に終始しなければなりません。そして平和な日本国民として、日本再建の有力な一分子として、また中日合作の先駆となる覚悟と努力が必要であることをよく胸に刻んで祖国への旅に住み慣れた長春を出発させよう。本社は今までに日管から指示された事項や、日蓮の協助事項、瀋陽・葫蘆島などの実例や実況を参考として取纏め、皆さんの帰国に際して唯一の必携参考書として特輯したものであります。

この説明文に続き、東北行営日僑俘管理処東北導報社の「日僑を送る言葉」、長春日僑善後連絡処主任の平島敏夫「出発する同胞に与ふ」の文章が載せられている。<sup>6)</sup>この『遣送便覧』は「携帯品の整備」「財産の処理」「編成から帰郷まで」「故郷情勢」の四つの項目にまとめられている。最初の「携帯品の整備」では携帯できる物品、現金などが説明されており、事務的な手続きについては次のように記している。

証明書と手続

長春出発前に準備し個人にて携帯する必要があるものは、日僑(俘)身分証明書、日僑(俘)腕章、予防注射証明書、都府県別帰国者名簿、

退去証明書、胸章、荷物用記名札、であり、各隊にて準備するものには役員章、隊旗、長春日僑遣送人名表冊、大隊編成人員表、年齢別男女別集計表、大隊編成役員表、大隊人員明細表等であります。【身分証明書と写真】十二才以上の男女は全て日僑身分証明書を携帯することになりますが、これに縦四糎、横三糎の写真二葉が必要です。但し中国服を着た写真はいけません。証明書は各地区支所で扱ひます。

【腕章】十二才以上の男女は必ず腕章を付けることになっています。幅十二糎、長さ三十糎の白色布地を準備して置かれれば各地区支所で扱ひます。縫付は十分にしないと紛失の恐れがあります。

【注射と接種】生後十二ヶ月以上の者は、コレラ、発疹チブス等の予防接種と種痘は必ず行ひその証明書を携行すること。

【胸章】遣送者は年齢の如何に拘らず左胸上部に左の如き県名、氏名、年齢、所属隊名、行先地名を記した胸章を付けます。十一歳以下の者は迷子札を必ず付けることになつて居ります。(中略)

【都府県別帰国者名簿】これは内地帰還後必要で世帯別に二葉準備し各区又は連保で作成するはずです。(中略)

【注意事項】遣送予定が急に繰上げとなつたりさうでなくても長年住みなれた所を離れるのであるから複雑な気持ちになり稍々もすると落着きを失ひ勝ちになり、諸手続の申請に手落ちを生ずる事が起き易いから注意を要します。また胸章・腕章の縫ひつけ方が不十分で紛失するものが多く、特に腕章は乗船の際名簿と照し合はされるからしつかり縫ひつけていないと大変ですまた城内の中国人の店に雇備されている人や、子供を中国人の手にあづけた人、中国人居住地

に住んでいる人などは無籍者となり、取りのこされる惧れが十分ありますから、同胞はお互に助け合つて手続に遺漏のないやうに心掛ける必要があります。また連絡処ではかゝる人々に対し左の如く呼び掛けて居りますから連絡所本部相談所に至急出頭されるやう願ひます。

日本人は全部日僑善後連絡処（旧日本人会）に戸籍を還すことになつています。まだ届出をしていない方は勿論、既に届出られた方も帰国、生活救済其他どんな御相談にでも応じます。（中略）

さらに、「編成から帰郷まで」の項では、引揚船乗船前の宿舎での生活について次のように記している。

#### 宿営（中略）

【入所】錦州（錦西）で下車すると直ちに、団長は弁事所に行き大隊編成人員表、日僑遣送人名表、年齢別男女別集計表、大隊編成役員表を提出して諸般の指示を受けます。これにより宿舎割当が決定して各隊は整々速かに入舎します。収容所に入ると先づDDT消毒が行はれます。これは米国が此の戦時中製造した消毒殺虫剤で人体には全く害はありません。これが済んで各各割当られた部屋に入ります。一畳に五、六名位詰められ、中には畳のない土間もありますから敷物を携帯する必要があります。車中天井用に使った布を使用するのも一法方です。（後略）

この『遣送便覧』によると、乗船予定が決定した隊から宿舎を出発して葫蘆島に向かい、帰国の途に就くのであるが、行光と妻のヒサ、長男の元光の予防接種の証明書には、既に小山西で二十一年六月十五日に種痘の予防接種を行っている。さらに、『遣送便覧』の規定通り順番にコレラ、チブスの予防接種をしている。最後は八月十九日にDDT、二十日にコレラを再び接種しており、この日付から行光ら家族は八月十九日には既に宿営地に到着していたと考えられる。

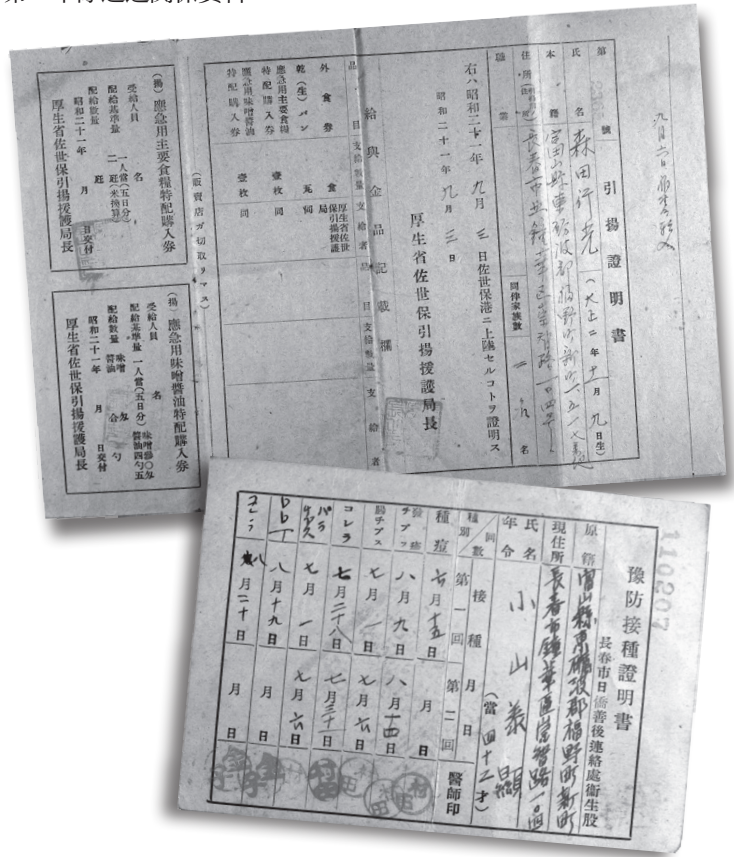
残された引揚証明書（資料2）には、本名である森田行光の名で発行されており、昭和二十一年九月三日に佐世保港に上陸したことが記載されている。「予防接種証明書」（資料3）、「引揚証明書」および「終戦後引き続き外地に残留を余儀なくされたことの申立書」の資料の日付から、行光らは八月十九日には宿営地に入り、八月二十八日以降に出港し、九月三日には佐世保に上陸したことが分かる。

引揚げにあつて行光が使用したもう一冊の便覧は、博多援護局が発行した『引揚便覧』である。表紙に「豊楽連保遣送 21・8・3」との記載があり、また内容の記述からも判断して昭和二十一年八月に発行されたものと思われる。二十四年頃になると、文部省の『帰還者必携』をはじめ各県が引揚者のための葉や冊子を発行し、それぞれの県内の事情や生活再建の手引書を作成するようになるが、二十一年段階の状況が記されていて、さらに地方の援護局が発行した配布資料という点で、各地の引揚げ状況の実態を読み解くことができる貴重な資料である。

この『引揚便覧』はガリ版刷りのため、判読が困難な部分も少なくない。多くの部数が刷られたわけではなく、広く出回っていないため、末尾にこの『引揚便覧』の全文を紹介しておきたい。先に紹介した東北導

報社の『遣送便覧』と違い、その説明文も簡易な表現で、実生活に沿った説明がなされている。最初の「引揚便覧」に就いてには、「部数が沢山有りマセンカラ可成多クノ方々廻覧シテ下サイ」とあるように、ただ用紙の入手さえ困難な時期のため、世帯ごとに配布されたものではなく、各隊内での回覧を前提に作られたものであった。

行光（泰頭）一家は永禄丸という引揚船で葫蘆島を出発し、昭和二十一年九月三日に佐世保港に上陸した。この永禄丸は二十年七月十五日に竣工したもので、総トン数六、九二三トン、長さ一二九・九一メートルの標準型貨物船（二A型戦艦標船）として、戦時中は主に京浜・室蘭間の



上：資料2 引揚証明書 下：資料3 予防接種証明書  
 「引揚証明書」は「森田行光」の名で、「予防接種証明書」は偽名の「小山泰頭」の名が記されている

物資輸送に就いていた。戦後は引揚船として二十一年二月から翌年の秋まで台湾・サイゴン（現・ホーチミン）・葫蘆島・大連などからの引揚者の輸送に従事していた。

先に述べた長春市第四十六団第九十一大隊第一中隊の「乗船人名簿」には、全乗船員一五三名の姓名・腕章番号・年齢・帰国後の行先地・前職の一覧が記されている。乗船員の年齢・行先地・前職は次の通りである。一歳から五歳までは二八名、六歳から一九歳までが四七名、二〇歳以上が七八名であった。また、働いていた人の前職の割合としては、会社員二五名、満洲電業株式会社の養成所生徒が一六名、学生七名、公益商會社員が六名、教員・銀行員・興亜工業社員・土建業・土木業が各一名となっている。

また「乗船人名簿」の他に、一五三名の「世帯別名簿」「遣送人名簿」「都府県別帰国者名簿」「下車駅別名簿」が残されている。特に「都府県別帰国者名簿」には、続柄・氏名・性別・年齢・下車駅・帰還先の項目に分かれており、詳細に乗船人員の情報を管理していたことが分かる。このように第一中隊だけでも五種類の名簿が残されており、乗船人員の情報が遣送業務の重要な位置を占めていたことがうかがい知れる。

行光が残した遣送関係資料のなかに、永禄丸での引揚げの途中、船内で交歓演芸大会が開催された資料が残されている。これにより、九月一日には乗船・出港していたことが分かる。演芸大会のプログラムを見ると、この永禄丸には長春市の第九十一大隊の第一・三・四・五・六・八中隊と、吉林市の大隊名は不明であるが、少なくとも第一・三・四・五・七・八中隊と一緒に乗船していたことが分かる。一覧にした左の表は記載されている氏名を抜いたものである。行光も小山泰頭の名で、筑前ビワを演じてい

表2 永禄丸第九一大隊交歓演芸大会プログラム(九月一日)

永禄丸第九一大隊交歓演芸大会プログラム(九月一日)		永禄丸第九一大隊交歓演芸大会プログラム(九月一日)	
雪ノ降ル晩	第五中隊	謡曲	第四中隊
流行歌	第一中隊	流行歌	吉林第三中隊
ハーモニカ	第八中隊	浪花節	吉林第七中隊
流行歌	第四中隊	詩吟	吉林第四中隊
未定	第八中隊	流行歌	永禄丸
ヴァイオリン独奏	永禄丸	剣舞	第六中隊
流行歌	第一中隊	永禄丸 ■■	永禄丸
ハーモニカ	第四中隊	未定	第一中隊
民謡	第五中隊	未定	第四中隊
手品	永禄丸	ハーモニカヴァイオリン合奏	永禄丸
剣舞	第三中隊	千鳥の曲	吉林一中隊長春五中隊
白頭山節	第四中隊	古流行歌	吉林七中隊
筑前ビワ	第一中隊/小山泰顕	赤イ林檎英語ノ歌	第五中隊
ハーモニカ	永禄丸	詩吟	吉林七中隊
漫談	吉林第三中隊	歌謡曲	八中隊
ハーモニカ	吉林第五中隊	流行歌	三中隊
詩吟	吉林第八中隊	浪花節	四中隊
秋田おぼこ	吉林第一中隊	尺八三味合唱	五中隊
ヴァイオリン合奏	永禄丸		

る。この交歓演芸大会では引揚者のほか、永禄丸の乗組員たちも一緒に参加しており、ヴァイオリンやハーモニカ、尺八や三味線も船内にあつたことがうかがい知れ、苛酷な引揚げ途中にあつても、一時の娯楽を楽

しむ工夫がなされていたことが分かる。

遣送隊の中隊長として業務にあたった森田行光の資料をみてきた。断片的な資料群ではあるが、丁寧に記録された名簿に見る引揚中隊の構成人員や、引揚船内での交歓会の開催、そして地方援護局が発行していた便覧を通じて、外地から日本に引揚げるまでの様子を伝える重要な資料であることは間違いない。

末筆ではあるが、貴重な資料を寄贈していただいた浦田行雄氏に改めて感謝の意を捧げたい。

#### 〔注〕

- (1) 厚生省援護局編『引揚げと援護三十年の歩み』昭和五十二年、厚生省。
- (2) 若槻泰雄『新版 戦後引揚げの記録』時事通信社、平成七年、五〇頁。
- (3) 満蒙同胞援護会編『満蒙終戦史』河出書房新社、昭和三十七年、五七五頁。
- (4) 同前、五六五頁。その後瀋陽市日僑善後連絡総処は昭和二十一年八月に東北日僑善後連絡総処と改称し、長春・撫順・鞍山・欽州などの主要都市に分処が設置された。
- (5) 同前、五七〇頁。萩原太郎『一路平安…満州老黒山から九州博多まで 元瀋陽日僑俘遣送第一五七大隊の記録』銀河書房、昭和五十九年、一二三頁。
- (6) 国際善隣協会『引揚60周年記念誌…いま後世に語り継ぐこと』国際善隣協会引揚60周年記念事業委員会、平成十九年四月。『遣送便覧』の目次および一部抄録が掲載されている。
- (7) 日本郵船株式会社編『日本郵船戦時船史下巻』昭和四十六年、日本郵船株式会社、五〇一頁。

### 凡例

- 一、本稿は、浦田行雄氏から寄贈していただいた博多援護局発行『引揚便覧』(写)を翻刻したものである。
- 二、旧字体・旧かな遣いはそれぞれ新字体・新かな遣いに改めた。
- 三、判読不明な箇所は■で表し、著者の注記は【】で記した。

写 博多援護局発行

引揚便覧

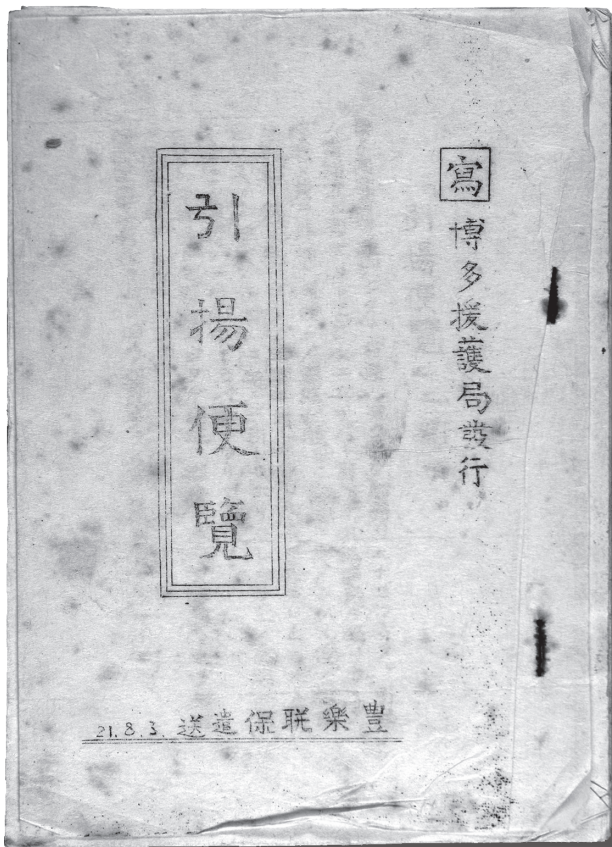
豊楽連保遣送 21. 8. 3

「引揚便覧」ニ就テ

長イ間御苦勞様デシタ。皆様！ ヨクコソ御帰リニナリマシタ。引揚ノ皆様方ニ聊ナリトモ才役ニ立テバト思ツテ引揚便覧ヲ綴リマシタ。終戦ト共ニ外地ト祖国トノ連絡ガ絶エ、皆様ノ定メシソノ後ノ祖国ヤ家郷ノ状況或ハ将来ノ生活ニ対シ不安ヲ抱イテ居ラレルモノト思ヒマス。上陸後ノ皆様ノ行動ノ手引トモナリコレカラ先ノ生活ニ対スル心ノ準備ノ一助ニモナラバ幸デアリマス。

モット詳細ニトモ思ヒマシタガ用紙、経費ノ不足又手輕ト云フ意味デ便覧ノ形ヲトリマシタ。

部数が沢山有リマセンカラ可成多クノ方々廻覧シテ下サイ。



- 一、国内情勢
  - (一) 国内一般事情
  - (二) 政治
  - (三) 経済
  - (四) 食糧
  - (五) 住居
  - (六) 職業
  - (七) 衣料
- 二、援護一般態勢

資料4 『引揚便覧』 表紙

(二) 諸法令諸規則ニ就テ

1. 遺留財産

2. 免税

(イ) 財産税

(ロ) 所得税

3. 住宅

4. 一般配給

5. 金銭預貯金関係

(二) 援護機関

1. 政府援護機関

2. 民間援護機関

(イ) 同胞援護会

(ロ) 在外同胞援護会

(ハ) 其ノ他ノ民間団体

三、上陸ニ就テ

四、宿舍施設

五、相談所其ノ他ノ設備

六、病人ノ診療

七、復員軍人ノ方ニ

八、旅行案内

九、結言

一、国内事情

(一) 国内一般事情

国内ハ目下マツクアーサー元帥ヲ司令官トスル連合軍ノ占領下ニアリマス。ポツダム宣言受諾ノ總ニ副ヒ日本政府ニヨリ政治ガ行ハレテ居リマスガ、ソレハドコマデモ連合軍ノ命令ノ監視監督下ニアリマス。

他日講話条約ガ連合軍諸国トノ間ニ結バレナイ限り真ノ政治的独立ハアリマセン。コノポツダム宣言実行監視ノ為今日本ニ連合国各軍ガ駐屯シテ居リマス。米■【英カ】濠軍デアリマスガ、ヤガテ華軍モ来ル事ニナツテ居リ之等各軍ハ重要地、重要都市ニ駐屯シ日本ノ政治、思想、治安状態ヲ見守ツテ居ル次第デス

(二) 政治

今政治ハ新憲法ノ制定、財産税ノ徵集、国民ノ衣食住、生活問題等重要ナ問題ガ山積シテ居リマス

本年ハ未曾有ノ食糧不足デアリ、失業者既ニ三、四百万人、主要都市ノ大半ハ戦災ニヨリ焼失シ、食糧難、住宅難ノ深刻ナル様相ハ覆フベクモアリマセン

加フルニ国民道義ノ頽廢ハ残念ナガラ之等ノ様相ニ拍車ヲカケテ居ルカニ思ヘマス

(三) 経済

戦争ニツキモノノ「インフレ」ノ速度ハ稍停止サレテ居リマスガ、生産ノ裏附ナキ為一般価格ノ降下ハ望メナイ状態デス。生産ノ不振状態ハ金融凍結、供米措置、賠償工場ノ未決定、原料資材ノ不足、一般の日和見等ニ因テ居ルモノト推測サレマス

孰レニモセヨ一般物価ハ公定価ニヨツテ縛ラレテ居リマスモノノ闇物価ハ公定価ノ数倍デアリ一般的ニ言ツテ大東亞戦争以前ノ物価ノ十倍位ニハナツテ居リマセウ



三月初ヨリ旧紙幣ハ全部流通禁止トナリ新円ガ発行サレ月々ノ引出額ガ制限サレマシタ目下国内ニ於ケル生活標準ハ

給料現金渡ハ一月五百円

預金引出ハ家族一人ニ対シ一月百円

デアツテ給料生活者ハ兎角徒食ノ人ハ非常ニ因ツイテ居ル現況デス。

#### (四) 食糧

七千万ノ人口ニ要スル食糧ハ一人一ケ年一石当リト見テ約七千万石トナリマスガ、昨年度ノ収穫ヲ見マスルニ米麦ヲ合セテ五千数百万石デ絶対量一千数百万石ノ不足トナリマス。

ソコデ一人一日ノ配給量ハ二合一勺デアリマシテ東京其他デハ其ノ配給スラ遅延シテ居リマス。ダカラ外国ヨリノ輸入補充ガナクテハ国民ハ食フ事ノ出来ヌ現況ト云フノガ正直ナ告白デセウ。トコロデ外国ヨリノ食糧輸入ハ、船舶及見返物資ノ生産ヲ必要トシ簡單ナ事デアリマセン。ソコデ食糧自給態勢ガ叫バレテオリマスガ、土地、農具、肥料等ノ諸問題カラコレモソウ容易ナ事デハナイノデス

デ結局アラユル政治的努力ヲ尽スト共ニ各人ガ無駄ナク生活シ困苦欠乏ニ耐ヘル事ガ必要デアリマス

生活物資ガ少イ為結局国内ハ配給制度ニヨツテ物資ヲ分ツテ居リマス。自由販売品モアリマスガ、ソレハ主食及必需品ヲ除ク以外ノモノデアリマス。生活物資ノ配給モ必要量ノ最小限ノモノデアリ、余ル程ノモノハ手ニ入レル事モ出来ナケレバ要請モ許サレマセン必要ナモノノ中デモ、味噌や醬油等ハ時ニ依リ配給ノ途絶エル事モアリ砂糖ハ全クナイモノト言ツテヨイ。塩モ非常ニ少ク家庭用スラ不足デ海水デ間ニ合セテイル所モアリ、従テ漬物等モ容易ニ出来ナイワケデス

#### (五) 住居

住宅ハ極メテ不足デアリマス

全国都市ノ戦災ニヨル建物ノ被害ハ全焼全壊ノミデモ三百二十万戸以上ニ達シ罹災者ハ八百七十五万人トナツテ居リマス

コノ様ニ現ニ国内ニ居ル人々デサヘ困ツテ居ルノデスカラ帰ラル皆様方ノタメニ早急ニ家ヲ提供スルコトハ容易ノコトデアリマセン。

国内ノ主要都市デ戦災ヲ受ケナイモノハ京都市、金沢市、新潟市位デソノ大半ハ焼失シテ居ルト言フノガ偽リナキ現状デス。

ソコデ家ヲ建テナケレバナナイノデスガ材木ガ少ク、有ツテモ輸送難ノ為出廻ラズ、加フルニ建築労務者ガ配給米デハヤツテユケヌ所カラ闇賃銀ガ高クナル結果ニナリ復興院ガ出来テハ居リマスガ復興ハ遅々タルモノデアリマス。

目下家ト言フ家ハ一軒ニ二世帯乃至三世帯同居シテ居ルノガ普通デ帰ツテ来ラレル皆様方モ当分ノ間ハコノ不便ヲ忍ンデ貰ハナケレバナリマセン。

#### (六) 職業

終戦ト共ニアラユル産業ハ停止シマシタ。

特ニ軍需工場ハ崩壊致シマシタ。ソコデ従来産業面ヤ統制面ノ仕事ヲシテ居タ人ハ全部失業致シマシタ。ソノ数ガ既ニ数百万ニ近イノデハナイデセウカ、従テ産業ヤ各種ノ復興振リヲコノマ、ノ歩調ニシテ置キマスト失業者ハ増エル一方デ外地引揚者ハ「帰ツテスガ家ト職業」ト言フ事ニハ仲々ナリマセン

コレニ対スル政府ノ対策ハ机上プラントシテハ相当進ンデ居マスガ現実ノ問題トナルト仲々思フ様ニ取り進マズ心配ニ堪ヘヌモノガアリマ

ス。本年カラ来年ニカケテ四五百万ノ失業者ヲ予想シナケレバナラヌ状態デ、土木事業ヲ起シタリ、資材原料ヲ工夫シタリ、金融ヲウマク運転スルコトニヨツテ産業復興ヲシナケレバ解決ノ途ハアリマセン。

帰ラル、皆様ハ徒ニ政府ニ頼ラズ自分ノ力ニヨル所謂自力甦生ヲ最も必要トスルモノト信ゼラレマス。

#### (七) 衣料

衣料モ足りマセン。紡績工場ハ大部分戦時産業ニ機構ヲ切替ラレソノマ、終戦トナリマシタ為工場施設モ少ク、絹ハ殆ンド全部食糧ノ見返リ品トシテ国外ヘ送ラレマスガ、原綿ハ今年中ニハ若干輸入セラレテ来年末頃カラ活動シ得ルモノト思ハレマス

オ帰りニナル皆様ニ一■【組力】ノ布団一枚ノ着物地ヲオ渡シスル事モ仲々デスガコウ言フモノノ配給ハ国内ノ戦災者ト同様優先ト言フコトニナツテ居リマス

以上皆様ノ生活ニ直接必要ナル最近ノ国内状勢ヲ簡單ニ述ベテ見マシタガ要ハ国内モ戦災ニヨリ痛ンデ居リ一般ノ人モ自分ノ生活ヲ如何ニ樹テ直スカト言フ事ニ窮タトシテ居リ仲々他人様ノコトナド顧ミル暇モナク、ソレ程ノ義侠的ナ人モ比較的ニ少イト言フ実情ヲ知ツテ戴キタイト思ヒマス

然シ帰ツテ来ラレル方々ニソレデ良イト言フ訳デハナク官民共ニ温イ心デ皆様ヲ迎ヘル様ニ努力シテ居リ乏シキ中ニモ最善ヲ尽ス可ク政府ト民間デ相協力シテ受入態勢ヲ整ヘテ居リマスカラ以下ソレラ説明致シマス。

#### 二、援護一般態勢

#### (一) 法令規則ニ就テ

##### 1. 遺留財産

連合軍ノ声明ニヨリマスト日本国及日本人ノ公私ノ財産ハコレヲ賠償ニ振り当ルトアリマス、若シ私有財産ガカ、ル賠償ニ当テラル、トスレバ補償ノ途ガ構ゼラル、モノト思ハレマス。

然ル講和条約ガ結バレナイ今日ニ於テハ政府トシテハ何等具体的ナ事ヲ発表スル事ハ出来マセンガ在外財産ノ報告ハシテ置ク様ニ言ツテ居リマスカラ孰レ何等カノ発表ガアルモノト信ジマス

手續キハ一定規格ノ用紙ガアリコレニ書込ミ日本銀行ニ提出スル事ニナツテ居リマス。取扱ハ各地ニ於テソレゾレノ機関(銀行、援護団体等)ニヨリナサレテ居リマスガ一寸シタ技術モ必要デアリ可成信用ノ置ケル所デナサルノガ万事好都合ニ好ジマス。

##### 2. 免税

#### (イ) 財産税

本年末財産税ガ徴集セラル、予定ニナツテ居リマスガ政府ノ原案ニ依レバ引揚者ハ免税点ヲ三万円ト認メテアリマストツマリ三万円以下ノ方ハ税ガカカラズソレ以上ノ方ニハカ、ル訳デス。

ソレニ家族一人ニ付キ二千円ノ控除ヲ認メラレテ居リ、一家五人ヲ例ニトリマスト四万円迄ハ免税セラル、訳デス。

#### (ロ) 所得税

引揚者ハ内地到着ノ日ヨリ一年以内所得税ヲ免ゼラレテオリマス。

##### 3. 住宅

住宅ノ割当ハ一般戦災者ト同様ニナツテ居リマス。住宅営団ニ申告スル事ニヨリ一般者ヨリハ優先的ニ取扱ハル、コトニナツテ居リマス。

4. 一般配給

被服其他生活用具類ノ配給モ戦災者同様デアツテ、一般者ヨリハ優先的ニサル、コト、ナツテ居リマス。

5. 金銭預貯金関係

金銭預貯金等ノ関係アル事柄ハ左表ノ通りデアリマスカラ熟読ノ上誤リノナイ様注意シテ下サイ

金銭預貯金関係一覽 (略)

(二) 援護機関

1. 政府援護機関

政府ノ引揚者援護機関トシテ各引揚港ニ厚生省引揚援護局ガアリマス。港口ニ於ケル応急援護事業ヲ実施シテ居リ、ソノ県ノ県知事等ガ局長トナツテ居リマス。

コ、デハ検疫、病人ノ応急治療、引上<sup>（イ）</sup>証明書ノ発行、被服糧食ノ支給、簡易宿泊、鉄道輸送、荷物運搬、一般引上<sup>（イ）</sup>相談、身上相談ヲヤツテ居リマス

各種援護機関中国家ノ機関デアルダケニ一番大キク、充分信頼シテ何事ニヨラズ相談シテ下サルノガ良イト思ヒマス

コ、デ発行シマス引揚証明書ハ預金引出、隣組配給、身分証明其他何事ニヨラズ、今後ノ皆様ノ生活ニ必要不可欠ノモノデスカラ紛失セヌ様特ニ御注意下サイ。

尚東京厚生省内ニ引揚援護院ガ出来テ各地引揚援護局ヲ統括スル役目ヲヤツテ居リマス

2. 民間援護機関

政府ノ補助ト支援トニヨリ出来タ援護機関ニ同胞援護会ト在外同胞援

護会トガアリマス

(イ) 同胞援護会

主トシテ一般戦災者ノ援護機関トシテ生レ本部ヲ東京ニ各県ニ支部ヲ有シ県知事ガ支部長ヲ兼任シテ居リマス。

上陸地ニ於テ応急救護ニ就テハ地方引上<sup>（イ）</sup>援護局ト恒久援護ニ付テハ県庁ト表裏一体トナリ各種ノ援護事業ヲ実施シテ居リマス

事務所々在地、福岡県社会課内、同胞援護会福岡県支部

(ロ) 在外同胞援護会

ソノ名ノ示ス如ク在外同胞援護ヲ目的トシテ居リ出来レバ国外ニ出張シテ援護ノ手ヲ差延ベタイ所存デアリマスガ現在トシテハ引揚援護局ト共ニ埠頭ニ於ケル応急援護ノミナラズ簡易宿泊所ノ経営、身上相談、職業補導、遺留財産報告ノ作製代行、留守宅家族生活費ノ貸与、医療機関ノ提供等ヲ実施シテ居リマス

在外同胞援護会事務所々在地

在外同胞援護会九州地方支部、福岡市天神町、岩田屋四階、佐賀県事ム所（唐津市）、長崎県事務所（長崎市島原市）、熊本県事務所（熊本市）、大分県事務所（大分市）、宮崎県事務所（宮崎市）、鹿児島県事ム所（鹿児島市）

(ハ) 其ノ他ノ民間団体

純民間団体トシテ「朝鮮引揚同胞世話会」「滿蒙同胞援護会」「華友会」等ガアリマスガ各々担当区域ノ援護ヲ夫々ノ角度ニ於テ実施シテ居リマス。

又一般業者ノ援護機関ガ各引揚港ニ有リマス

朝鮮引揚同胞世話会

本部 東京都芝区田村町一ノ三 朝鮮関係残務整理事務所内

△地方相談所

大阪相談所、大阪市布施区宗是町一、大阪ビル内、

九州相談所、福岡市西門町七

満蒙同胞援護会

本部 東京市下谷区西町大四

九州連合支部 福岡市下山町六ノ二

華友会（北支関係）

本部 東京市目黒区上目黒八ノ五、津村順天堂ビル内、

九州支部 福岡市駅前下魚町六番地

三、上陸二就テ

上陸ハ左ノ順序デ行ハレマスガ相当混雑シマスカラ誤ノナイ様御注意  
下サイ。

1. 埠頭ハアメリカ占領軍ノ指揮監督下ニ於テ統テノ行動ハ厳正ニ行  
ハレマス

2. 埠頭デノ一般上陸業務ハ厚生省引上援護局ノ下ニ同胞援護会福岡  
県支部、在外同胞援護会ガ協力一体トナツテヤツテ居リマス

3. 下船シマスト係員ノ誘導ニヨリ先ヅ検疫ヲ受ケ、予防注射、D D  
Tノ散布ヲ行ヒマス

4. 検疫ガ済ミマスト占領軍並ニ海運局支局ガ所持金携帯品特ニ手紙  
写真、米国製品、武器（望遠鏡ヲ含ム）小刀（刀渡五寸以上）薬品等ニ  
付検問ガ行ナハレマス

5. 検問ガスムト外地引揚証明書ヲ一世帯（復員軍人ヲ含ム）ニ付一

枚交付サレマス。之ハ左ノ場合ニ必要デスカラ、大切ニ保管シテ下サイ

イ、帰郷後転入手続ヲナス時

ロ、新円ノ交換ヲナス時

ハ、無賃乗車券ヲ受領スル時

ニ、引揚者タルコトノ証明ヲナス時

ホ、応急用主食糧ノ配給ヲ受ケル時

復員軍人ニ対シテハ部隊長ヨリ復員証明書ヲ交付サレマスガ单独帰還  
サレタ者ニハ復員部デ交付シマスカラ申出デテ下サイ

6. 次ニ外食券及車中ノ食糧ヲ交付シマス。外食券ハ食堂、旅館等デ  
食事ヲナシ又ハ駅弁ヲ買フニモナクテハナラヌモノデス。

7. 次ニ帰郷用ノ無賃乗車券ヲ一人ニ付一枚宛交付シマス。之ハ全国  
各線私鉄（連帯運輸ノモノ）ニ通用シマス

8. 持帰金一世帯ニ付五百円未満ノモノニ対シテハ持帰金ト合算シテ  
五百円ニ達スル迄ノ範囲内デ一人当リ国庫から五十円同胞援護会カラ  
五十円合セテ百円宛ノ援護金ヲ差上マスカラ該当者ハ申出下サイ

9. 被服ノ着替ヲ持タナイデ御困リノ者ニハ（時ニヨリ衣類程度ハ異  
リマスガ）被服ヲ支給シマスカラ御申出下サイ。

10. 船カラ検問所迄ハ荷車、リヤカー等ガアリマス。今ノ処料金ハ一  
台十円程度デス

11. 本土、四国方面行ノ方ハ埠頭ホームカラ引揚者専用ノ臨時列車ガ  
毎日出マスカラ此列車ヲ利用サレルノガ最モ便利デス

九州ノ方ハ博多駅前迄トラックデ無料輸送致シマス

12. 手荷物ハ博多港駅又ハ博多駅カラ一人ニ付二円（二個五十斤迄）  
無料デ送レマス

#### 四 宿舍施設

1. 一般引揚者ハ食糧事情其ノ他ノ理由デ其ノ日ノ中ニ乗車スル事ヲ建前トシテ居リマスガ朝鮮滿洲方面カラノ引揚者ハ宿舍ニ一泊シテ休養ノ上帰ツテイタダク事ニ致シテ居リマス。

宿泊料、食事代等一切無料デス

現任宿舍トシテハ博多港ノ近くニ約六千名ヲ收容シ得ル松原寮ガアリマス。又市内寺院十四ヶ所特約シテ約一千名ヲ收容スル事が出来マス

其他約二千名ヲ收容シ得ル施設ヲ目下建設中デアリマス。

2. 帰郷先ガ戦災デ焼失シタリ、縁故先ガ不明デ到着先ヲ問合セノ為四、五日乃至一週間滞在セラル、方ノ為ニ宿舍ヲ目下建設中デアリマス

五、相談所其ノ他ノ設備

1. 埠頭構内、援護局内及各收容所ニ引揚援護相談所ガ設置サレテ居リマス。引揚ニ付テ御不審ノ点、御困リノコトガアリマシタナラバ何デモ御遠慮ナク御相談下サイ。

2. 松原寮ニ婦人相談所ガアリマス。婦人ノ方ハ一応同所ニ御相談下サイ

3. 埠頭休憩所内ニ全国主要都市ノ戦災図ガ掲示サレテアリマス。

4. 同所ニ特設郵便局ガアリ、郵便、電信、電話等ノ取扱ヲ致シテ居リマス

5. 同所ニ売店、湯茶ノ接待設備モアリマス

六、病人ノ診療

現在身体ニ異常ノアル方ハ埠頭ニ診療所ガアリマスカラ此処デ診療ヲ受ケテ下サイ。休養室モアリマスカラ一寸シタ発病ヤ怪我ナラ直グニ治療致シマスシ薬モ差上マス。更ニ病症ノ重イ方ハ希望ニヨリ国立病院(従来ノ陸海軍病院)ニ入院ノ手続ヲシマス。同病院、一般邦人、復員軍人ヲ問ハズ入院中ノ費用ハ一切官費デスカラ遠慮ナク申出テ一日モ早く全快ノ上帰郷サレル様希望シマス

尚宿泊ニ於テ急病ニナツタリ或ハ妊婦デ産氣ヅカレタ方ハ宿舍掛ニ申出下サイ。直チニ診療所ヨリ医者ガ参リマス。

七、復員軍人ノ方ニ

1. 戦災或ハ疎開等ノ為住所ヲ変更シタ出征軍人、軍属ノ留守宅デ其者ヲ地方世話部ニ届出テアリマスノデ其届出ニ基テ本籍地別ニ整理シタ名簿ヲ留守業務課ニ備付ケテアリマス。戦災地々等ニヨリ留守宅ニ付テ心配ナ方ハ此名簿ヲ点検シテ下サイ。但留守宅カラ届出ノナイノハ記載シテアリマセン

2. 帰郷サレタラ何ヨリモ先ヅ市町村長ニ帰郷ノ旨ヲ届出テ下サイ。コノ帰郷届ガナイ為ニ

役所、役場其ノ他デ多大ノ不便迷惑ヲ蒙ルノミデナク皆様自身ニモ非常ナ迷惑ヲオカケスル様ナ結果ヲ生ジマス

3. 帰宅シタ所ガ既ニ戦死ト認定サレテ英霊ニサレテ居タト言フ様ナ人が往々ニシテアリマスガ、此時ハ生還者ノ留守担当者ガ生還者ト連署ヲ以テ本籍地ノ市町村長ヲ経テ本籍地ノ地方世話部長ニ其旨届出テレバ戸籍ノ訂正其ノ他ノ手続ガ出来マス。(留守担当者ノナイ時ハ生還者ガ直接)此レハ戦況苛烈トナルニ伴ヒ通信連絡ノ杜絶或ハ部隊全員戦死等

ノ状況が現出シタ為慎重審査ノ上戦死ト認定シ処理致シタニモ不拘、本人ハ奇蹟ノ二生存シテ居タ事ニ基クモノデ本人ハ因ヨリ関係方面ニ多大ノ御迷惑ヲ及ボシマシタ事ハ誠ニ御氣ノ毒ニ思フ次第デアリマス

4. 軍人、軍属ノ方デ帰郷後俸給ノ事ヤ留守宅渡恩給、遺骨或ハ身上相談等軍隊関係ノ事デ御不審ノ事ヤ相談シタイ事ガアツタラ最寄ノ地方世話部(可成同一県内ノ)ニ出頭スルナリ或ハ通信ニヨツテ問合せテ下さい。左ノ所在地ノ一覽表ヲ参考迄ニ掲ゲテ置マス

地方世話部所在一覽表 (略)

## 八、旅行案内

### 1. 一般旅館

戦災ニ依テ各都市共旅館ノ数ハ激減シテ居リ物資不足ト相関連シテ其ノ収容力モ貧弱デアリマス

宿泊料モ相当高く、所ニ依ツテハ色々条件ヲ附ケテ居ル所モアル模様デアリマス。宿泊セラル、場合ハ予メ値段ヲ確メタ上デセラル、ガ良イト思ハレマス

### 2. 汽車弁当

臨時列車ニ乗ラレマスト門司、糸崎、姫路、米原等デ汽車弁当ヲ買ハレマスガ旅行者外食券ト引換ニ通常一個二円位デス

尚乗車前係ノ者ニ申込ンデ下さい。

### 3. 盗難ノ注意

近來駅及車中ニ於テノ盗難事故ガ続々ト起ツテ居リマス。混雑モシマスシ疲レテモ居ラレマスノデ其ノ隙ヲ窺ハレマス。手廻品、懐中物ニ御

用心下さい。

## 九、結言

祖国日本ノ為外征万里砲煙彈雨ノ下奮斗サレタ將兵ノ各位、祖国発展ノ先驅トシテ遠ク海外ニ挺身活躍シタ同胞ノ皆様ヲ迎ヘル為ニ当局トシテモ現下ノアラユル悪条件ヲ克服シテ最善ノ努力ヲ尽シテ居リマスガ、敗戦ニ伴フ深刻ナ物資不足ヤ經濟的貧困ノ前ニハ為サントシテ為シエズ、充分ナル援護ノ出来ナイ事ヲ遺憾ニ存ジマス。祖国ニ久シ振リニ帰ラレタ皆様ハ敗戦ニ依テ祖国ノ世相人心総テ意外ト思ハルル事ガ多イカモ知レマセンガ徒ラニ落胆セズニ一日モ早く立直ツテ平和日本ノ建設ニ邁進サレマス様切望シテ止ミマセン。

博多港引揚者上陸順路図(略)

著者プロフィール

吉葉 愛(よしば・あい) 昭和六十一年茨城県生まれ。

明治大学大学院文学研究科史学専攻博士後期課程単位取得退学。

現在、昭和館学芸部勤務。